

第 13 号

財産の取得について

財産を次のように取得することとする。

令和5年12月1日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

取得する財産の表示		取得の相手方	取得の目的	取得の予定価格
区分	品名及び規格			
物品	電子黒板機能付き 大型提示装置及び 実物投影機	熊本市北区徳王 一丁目6番8号 西部電気工業株 式会社熊本支社	教育用電子黒板 機能付き大型提 示装置等として 使用するため	70,290,000 円

(提案理由)

熊本県教育委員会において使用する電子黒板機能付き大型提示装置等として、物品を購入する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。